

■「エポスカード規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>カード規約 第6条(継続的利用代金等のお支払い)</p> <p>第6条(1)～(4)省略</p> <p>第6条(5) 当社は、(1)における料金の継続的なお支払いについて、会員が適切にカードを継続的に利用できるようにする目的で、継続的サービス事業提供者に対して、十分な安全管理措置を講じたうえで、カード番号・有効期限等の変更情報等を通知することがあり、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>カード規約 第6条(継続的利用代金等のお支払い)</p> <p>第6条(1)～(4)省略</p> <p>第6条(5) 当社は、会員が適切にカードを継続的に利用できるようにする目的で、継続的サービス事業提供者並びに当社が認めた事業者に対して、十分な安全管理措置を講じたうえで、カード番号・有効期限等の変更情報等を通知することがあり、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>カード規約 第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>第7条(1)省略</p> <p>第7条(2) 会員にはご利用の都度、以下のリボルビング払い、分割払い、1回払い、2回払い、またはボーナス一括払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、一部の加盟店では本条の支払方法・取扱期間が一部制限される場合があります。なお、お支払方法のご指定がない場合には1回払いとなります。また、海外でカードを利用する場合は、第24条を適用いたします。</p> <p>①リボルビング払い</p> <p>締切日における商品購入代金の残高(以下「締切日残高」という)に対し、以下の【ショッピングの月々のお支払金額算出票】記載の弁済金(手数料を含む、以下本条において「支払金」という)をお支払いいただく方法です。手数料は毎月の締切日残高に対し、実質年利15%とします。</p> <p>繰り上げ払い、増額払いについては、以下のとおりとします。</p> <p>a.繰り上げ払い:原則として締切日から一定期間経過した期日以降は、支払日前であっても、当社の指定する店舗への持参払い等により支払金を繰り上げて支払うことができます。この場合にお支払いいただく手数料は、実際に支払う日までの日割計算による手数料とします。</p> <p>b.省略</p> <p>第7条(3)～(5)省略</p>	<p>カード規約 第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>第7条(1)省略</p> <p>第7条(2) 会員にはご利用の都度、以下のリボルビング払い、分割払い、1回払い、2回払い、またはボーナス一括払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、一部の加盟店では本条の支払方法・取扱期間が一部制限される場合があります。なお、お支払方法のご指定がない場合には1回払いとなります。また、海外でカードを利用する場合は、第24条を適用いたします。</p> <p>①リボルビング払い</p> <p>締切日における商品購入代金の残高(以下「締切日残高」という)に対し、以下の【ショッピングの月々のお支払金額算出票】記載の弁済金(手数料を含む、以下本条において「支払金」という)をお支払いいただく方法です。手数料は毎月の締切日残高に対し、実質年利15%とします。</p> <p>繰り上げ払い、増額払いについては、以下のとおりとします。</p> <p>a.繰り上げ払い:原則として締切日から一定期間経過した期日以降は、支払日前であっても、当社の指定するATM等でのお支払いにより支払金を繰り上げて支払うことができます。この場合にお支払いいただく手数料は、実際に支払う日までの日割計算による手数料とします。</p> <p>b.省略</p> <p>第7条(3)～(5)省略</p>
<p>カード規約 第12条(キャッシングの返済方法等)</p> <p>第12条(1)～(5)省略</p> <p>第12条(6) 繰り上げ払い、増額払いについては以下のとおりとします。</p> <p>a.繰り上げ払い:原則として、支払日前であっても、当社の指定する店舗の持参払い等により返済金を繰り上げて支払うことができます。この場合にお支払いいただく利息は、実際に支払う日までの日割計算による手数料とします。なお、1回払いの繰り上げ返済については、一部入金はできません。</p> <p>b.省略</p> <p>第12条(7)～(9)省略</p>	<p>カード規約 第12条(キャッシングの返済方法等)</p> <p>第12条(1)～(5)省略</p> <p>第12条(6) 繰り上げ払い、増額払いについては以下のとおりとします。</p> <p>a.繰り上げ払い:原則として、支払日前であっても、当社の指定するATM等でのお支払い等により返済金を繰り上げて支払うことができます。この場合にお支払いいただく利息は、実際に支払う日までの日割計算による手数料とします。なお、1回払いの繰り上げ返済については、一部入金はできません。</p> <p>b.省略</p> <p>第12条(7)～(9)省略</p>
<p>カード規約 第21条(その他の承認事項等)</p> <p>第21条①～⑮省略</p> <p>※新項番⑯(改訂後参照)を新設し、第21条の最終項番を⑰とする</p>	<p>カード規約 第21条(その他の承認事項等)</p> <p>第21条①～⑪省略</p> <p>第21条⑫ 当社のATMでカード利用代金等を支払った場合に、電磁的方法により受取証書を交付すること。ただし、メールアドレスの登録等がない会員には書面で受取証書を交付します。</p> <p>第21条⑬～⑰省略(項番のみ変更)</p>

エポスカード規約
 個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (WEBのみ)
 (丸井・エポスカード共同発行カード用) 第2条に定める共同利用会社等)

【個人情報の取り扱いに関する同意条項第2条に定める共同利用会社等】(2019年4月31日現在)

会社名	事業内容	本社所在地
株式会社丸井グループ	持株会社	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エポスカード	クレジットカード・クレジットカードローン業	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エムクリエイツ	店舗・広告業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社マルイファシリティーズ	ビルメンテナンス業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社ムービング	運輸業	埼玉県戸田市美女木東2丁目5番1号
株式会社マルイホームサービス	不動産賃貸業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社エポス少額短期保険	少額短期保険業	東京都中央区中野4丁目3番2号
tsumiki証券株式会社	証券業	東京都中央区中野4丁目3番2号

ウェブチャネル利用規約
 個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (WEBのみ)
 (丸井・エポスカード共同発行カード用) 第2条に定める共同利用会社等)

【個人情報の取り扱いに関する同意条項第2条に定める共同利用会社等】(2019年4月31日現在)

会社名	事業内容	本社所在地
株式会社丸井グループ	持株会社	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エポスカード	クレジットカード・クレジットカードローン業	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エムクリエイツ	店舗・広告業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社マルイファシリティーズ	ビルメンテナンス業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社ムービング	運輸業	埼玉県戸田市美女木東2丁目5番1号
株式会社マルイホームサービス	不動産賃貸業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社エポス少額短期保険	少額短期保険業	東京都中央区中野4丁目3番2号
tsumiki証券株式会社	証券業	東京都中央区中野4丁目3番2号

エポスあんしんサポートアプリ利用規約
 個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (WEBのみ)
 (丸井・エポスカード共同発行カード用) 第2条に定める共同利用会社等)

【個人情報の取り扱いに関する同意条項第2条に定める共同利用会社等】(2019年4月31日現在)

会社名	事業内容	本社所在地
株式会社丸井グループ	持株会社	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エポスカード	クレジットカード・クレジットカードローン業	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エムクリエイツ	店舗・広告業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社マルイファシリティーズ	ビルメンテナンス業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社ムービング	運輸業	埼玉県戸田市美女木東2丁目5番1号
株式会社マルイホームサービス	不動産賃貸業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社エポス少額短期保険	少額短期保険業	東京都中央区中野4丁目3番2号
tsumiki証券株式会社	証券業	東京都中央区中野4丁目3番2号

エポスポイント規約
 第3条(ポイント対象取引)

第3条(1)
 ポイントの付与は、1回のカード利用金額200円(税込以下同様)以上の取引につき、200円毎に以下の基準により付与されます。なお、特別に提携している加盟店ではポイントが別途加算されます。また、利用金額の端数は切り捨てます。

1回・2回・ボーナス払い	リボ・分割払い
1P	2P

第3条(2)～(3)省略

エポスポイント規約
 第5条(ポイントの付与時期)

第5条(1)省略

第5条(2)
 既にポイントが付与されているカード取引の解約あるいは分割払・リボ払いでの利用分の一括返済等でポイントを減算すべき事情が生じた場合には、減算処理を行います。また、減算しようとした時点で、会員が減算すべきポイントに対応するポイントを所持していない場合は、その後に付与されるポイントから付与時点で減算します。なお、長期間の取引未発生等当社が会員の購入・解約等の一連の取引をポイントの不適切な利用目的と認めた場合は、カードの利用停止または会員資格の喪失等の措置をとることがあります。

第5条(3)～(4)省略

エポスカード規約
 個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (WEBのみ)
 (丸井・エポスカード共同発行カード用) 第2条に定める共同利用会社等)

【個人情報の取り扱いに関する同意条項第2条に定める共同利用会社等】(2020年7月31日現在)

会社名	事業内容	本社所在地
株式会社丸井グループ	持株会社	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エポスカード	クレジットカード・クレジットカードローン業	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エムクリエイツ	店舗・広告業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社マルイファシリティーズ	ビルメンテナンス業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社ムービング	運輸業	埼玉県戸田市美女木東2丁目5番1号
株式会社マルイホームサービス	不動産賃貸業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社エポス少額短期保険	少額短期保険業	東京都中央区中野4丁目3番2号
tsumiki証券株式会社	証券業	東京都中央区中野4丁目3番2号
ディー・シー・アンド・カンパニー株式会社	D2C共創業	東京都中央区中野4丁目3番2号

ウェブチャネル利用規約
 個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (WEBのみ)
 (丸井・エポスカード共同発行カード用) 第2条に定める共同利用会社等)

【個人情報の取り扱いに関する同意条項第2条に定める共同利用会社等】(2020年7月31日現在)

会社名	事業内容	本社所在地
株式会社丸井グループ	持株会社	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エポスカード	クレジットカード・クレジットカードローン業	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エムクリエイツ	店舗・広告業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社マルイファシリティーズ	ビルメンテナンス業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社ムービング	運輸業	埼玉県戸田市美女木東2丁目5番1号
株式会社マルイホームサービス	不動産賃貸業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社エポス少額短期保険	少額短期保険業	東京都中央区中野4丁目3番2号
tsumiki証券株式会社	証券業	東京都中央区中野4丁目3番2号
ディー・シー・アンド・カンパニー株式会社	D2C共創業	東京都中央区中野4丁目3番2号

エポスあんしんサポートアプリ利用規約
 個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (WEBのみ)
 (丸井・エポスカード共同発行カード用) 第2条に定める共同利用会社等)

【個人情報の取り扱いに関する同意条項第2条に定める共同利用会社等】(2020年7月31日現在)

会社名	事業内容	本社所在地
株式会社丸井グループ	持株会社	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エポスカード	クレジットカード・クレジットカードローン業	東京都中央区中野4丁目3番2号
株式会社エムクリエイツ	店舗・広告業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社マルイファシリティーズ	ビルメンテナンス業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社ムービング	運輸業	埼玉県戸田市美女木東2丁目5番1号
株式会社マルイホームサービス	不動産賃貸業	東京都中央区中野3丁目34番28号
株式会社エポス少額短期保険	少額短期保険業	東京都中央区中野4丁目3番2号
tsumiki証券株式会社	証券業	東京都中央区中野4丁目3番2号
ディー・シー・アンド・カンパニー株式会社	D2C共創業	東京都中央区中野4丁目3番2号

エポスポイント規約
 第3条(ポイント対象取引)

第3条(1)
 ポイントの付与は、1回のカード利用金額200円(税込以下同様)以上の取引につき、200円毎に**1ポイント**が付与されます。なお、特別に提携している加盟店ではポイントが別途加算されます。また、利用金額の端数は切り捨てます。

第3条(2)～(3)省略

エポスポイント規約
 第5条(ポイントの付与時期)

第5条(1)省略

第5条(2)
 既にポイントが付与されているカード取引の解約等でポイントを減算すべき事情が生じた場合には、減算処理を行います。また、減算しようとした時点で、会員が減算すべきポイントに対応するポイントを所持していない場合は、その後に付与されるポイントから付与時点で減算します。なお、長期間の取引未発生等当社が会員の購入・解約等の一連の取引をポイントの不適切な利用目的と認めた場合は、カードの利用停止または会員資格の喪失等の措置をとることがあります。

第5条(3)～(4)省略

EPOS PAY規約(WEBのみ)

第8条①～⑯省略

※新項番⑫(改訂後参照)を新設し、第21条の最終項番を⑯とする

EPOS PAY規約(WEBのみ)

第1条～7条省略

第8条(本サービスの不正利用等)

1. 当社は、以下のいずれかの不正利用により、利用者に損害が発生した場合、不正利用された金額について補償します。

(1) 利用者のアカウントに関する情報が盗取または詐取されることにより、または端末の紛失や盗難により、本サービスを利用者以外によって、不正に利用された場合。

(2) 利用者のクレジットカードや金融機関口座番号が、第三者により本サービスに登録され、不正に利用された場合。

2. 不正利用により利用者に損害が発生するのは、本サービスによる不正な決済が起きた場合をいいます。

3. 補償の対象は、利用者が不正利用の事実を速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察または交番に届け出るとともに、所定の届出書を当社に提出し、かつ当社がこれを認めた場合、当社に連絡を行った日を含めて61日前以降に発生した損害に限ります。この場合、利用者は当社が必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力していただきます。

4. 以下の場合、補償対象とはなりません。

(1) 利用者の故意または重大な過失、または法令違反に起因する場合

(2) 利用者の家族、同居人、その他の関係者によって利用された場合

(3) 利用者が譲渡、貸与または担保に差し入れたモバイル端末による場合

(4) 利用者が、本規約等に違反している場合

(5) 利用者からの不正利用の申告が、虚偽である場合またはその疑いが

あると判断される場合

(6) 利用者が不正利用に加担している場合、またはその疑いがあると判断される場合

(7) 利用者が不正利用の調査に協力をしない場合

(8) 利用者が損害の発生および拡大をさせないための努力または協力をしない場合

(9) 不正利用の結果として実際に利用者に生じた金銭的損害以外の損害

(10) 不正利用の損害額において当社以外の第三者から補償を受けた金額

(11) 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に、不正利用等が生じたことによる場合

(12) 利用者の責に帰すべき事由により個人情報漏洩したことによって、

不正利用された場合

(13) その他、当社が不適切だと合理的に判断した場合

5. 当社が補償を行った場合、利用者は対象不正利用に関する権利の一切を当社に譲渡することに同意したものとみなします。

第9条～13条省略